



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成26年4月14日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき橘処理センター整備事業に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	橘処理センター整備事業
	指定開発行為の種類	廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか
	指定開発行為の目的	廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	敷地面積 約24,500㎡ 建築面積 約14,000㎡ 処理能力 ごみ焼却処理施設（600t／24時間） ミックスペーパー資源化処理施設（45t／5時間）
	指定開発行為の施行期間	平成28年10月（着工予定）～平成34年9月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成26年4月14日（月）～平成26年5月28日（水） 時間：午前8時30分から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、高津区役所及び宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて当該条例方法書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	中原区役所、高津区役所、高津区役所橘出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所、多摩区役所生田出張所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成26年5月28日（水） （郵送の場合は、平成26年5月28日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156